

岐阜県公報

第二千五百五十三号
平成二十六年六月十日

(火曜日)

目次

告示

公示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 三七五

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 三七六

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業・金融課) 三七六

県営土地改良事業計画の決定

(農地整備課) 三七六

告示

岐阜県告示第四百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年六月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市河合町稻越字大乃二八二五(国有林。次の図に示す部分に限る。)、字大さこ二八二六(国有林。次の図に示す部分に限る。)、字木ノ下ケ洞二八二七(国有林。次の図に示す部分に限る。)、字小ばさこ二八二八(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年六月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年五月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人大野町村づくり塾
- 三代 表 者 の 氏 名 目加田 菊次
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県揖斐郡大野町寺内三三七番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、大野町が楽しく暮らせ、住みよい環境と発展を確立するため、地域住民やボランティアと連携を深めながら、地域の歴史文化施設の保全、地域の環境保全、地域の防犯活動、情報化促進活動その他の活動を行い、より良い地域の実現に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年六月十日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十六年六月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）ゲンキー岩野田店
岐阜市粟野西三丁目六五番一 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 新設）

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月十日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | |
|----------|-----------|-----------------------|
| 施行に係る地区名 | 縦 覧 場 所 | 縦 覧 期 間 |
| 高 鷲 地 区 | 郡 上 市 役 所 | 平成二六・六・一〇から 七・一八まで |